

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号
(本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号)

株式会社ユニテッドアローズ
代表取締役社長 重 松 理

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

本年3月11日に発生しました東日本大震災により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月22日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成23年6月23日(木曜日)午後6時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
(末尾の会場案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第22期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日の受付開始は午後5時を予定しております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.united-arrows.co.jp>)に掲載いたします。

◎当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られ、その代理人は1名とさせていただきます。なお、この場合、代理権を証明する書面を当社に提出していただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当社グループにおける各業態、事業のコンセプト等は以下のとおりとなります。

*印の業態、事業は、女性のお客様を主なターゲットとして展開しております。

◆株式会社ユナイテッドアローズ/ (株) UA

ユナイテッドアローズ/UA	
ユナイテッドアローズ 総合店	同一店内で「ユナイテッドアローズ」と「ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ」を展開。
ユナイテッドアローズ	ファッション好奇心旺盛で、上品で上質なものを嗜好する大人の男女に向け、衣料品、生活雑貨をドレス軸で展開。国内外の最先端に行くデザイナーブランドと、定番として人々に永く愛用されてきたアイテム、および旬をとらえたアイテムをオリジナル商品で取りそろえる。
ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ	「精神的な美、永続的な若さ」をテーマとし、新しいことに敏感で柔軟な発想を持ち、自分に似合うおしゃれを知っている男女に向け、衣料品、生活雑貨をカジュアル軸で展開。
UAレーベル イメージストア	UA各店で取り扱うオリジナルブランドおよび仕入ブランドのイメージ向上を担うストア。「ザ・ソブリンハウス」「ディストリクト ユナイテッドアローズ」の2事業を展開。

<p>ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング/GLR</p>		<p>「Be Happy～ココロにいい、オシャレな毎日」をコンセプトに、日常生活を自分らしくHappyに過ごすことで心豊かでありたいと願う男女に向け、メンズ・ウィメンズのビジネスウェア、カジュアルウェア、キッズウェア、生活雑貨を展開。</p>
<p>クロムハーツ/CH</p>		<p>米国CH社の「CHROME HEARTS」ブランドの商品のみを取り扱うブランドショップ。レザーウェア、シルバーアクセサリ、ジュエリー、家具、小物類などのあらゆるアイテムにおいて、ラグジュアリーなライフスタイルを提案。</p>
<p>アナザーエディション /AE</p>	*	<p>トレンドや周囲に流されず、自分の個性や創造性を、ファッションを通じて主張したいと思う女性に向け、「My Favorite Thing」をコンセプトに、エッジの効いたアイテムからベーシックなものまで幅広く展開し、お客様の「探していたもの」がきっと見つかるお店。</p>
<p>ジュエルチェンジズ /JC</p>	*	<p>ファッションを通じて女性であることを楽しみ輝きたいと願う女性に向け、「今、着たい」デザインやテイストにあふれつつも、素材感とサイジングにこだわった品のある衣料品、服飾雑貨を展開し、洗練された艶っぽさのあるスタイルを提案。</p>
<p>オデット エ オディール ユナイテッドアローズ /OEO</p>	*	<p>シューズも大切なファッションアイテムのひとつとして考える女性に向け、シューズと服飾雑貨を展開。メインとなるオリジナル商品は高いデザイン性とこなれた価格帯、履き心地のバランスに優れ、コーディネートをより魅力的に輝かせる上質な一足を提案。</p>
<p>ドゥローワ</p>	*	<p>おしゃれを楽しみたい世代を超えた大人の女性に向け、際立って上質で洗練された逸品と、それを引き立たせるようなベーシックとモードのバランスが絶妙なコーディネート提案や店舗空間を通じて、特別な高揚感を感じていただけるお店。</p>
<p>アーキペラゴ ユナイテッドアローズ</p>	*	<p>個性豊かな4つのウィメンズブランドを展開する複合店。各ブランドのテイストを表現しながらも幅広いテイストミックス、再編集することで「商品を選ぶ楽しさ」「新しいミックススタイル」を提案。4つのブランドとは、AE、JC、OEO、初めて直営小売店舗で販売するロッタラ。</p>
<p>ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ</p>		<p>複数の業態からセレクトした商品と、空港限定オリジナル企画商品をミックス編集し、「トラベル」「ビジネス」「デイリー」「ギフト」の4つのテーマから、楽しい旅をサポート。</p>

※ (株)UAにおける以下の6事業につきましては、「スモールビジネスユニットおよびUAラボ (S. B. U. およびUAラボ)」として取りまとめて表記しております。

「アナザーエディション」「ジュエルチェンジズ」「オデット エ オディー
ル ユナイテッドアローズ」「ドゥロワー」「アーキペラゴ ユナイテッドアロ
ーズ」「ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ」

◆株式会社フィーゴ

<p>フェリージ</p>	<p>イタリア製革小物ブランド「フェリージ」の日本 総代理店として、小売直営店の運営と、セレクト ショップ、百貨店などへの卸事業を展開。</p>
--------------	--

◆株式会社コーエン

<p>コーエン</p>	<p>値頃感がありつつ、ファッション感度の高いマー ケットに向けて、メンズ・ウィメンズのカジュ アルブランド「コーエン」を展開。「Easy Chic～ 気軽にお洒落を楽しもう～」をテーマに、手頃で 程よい時代性を取り入れたカジュアルウェアを提 案。</p>
-------------	--

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の改善や各種経済政策の
効果、企業収益の回復など、景気は持ち直しつつあるものの、円高傾向
の継続、厳しい雇用情勢、海外景気の下振れ懸念に加え、東日本大震災の
影響など、依然として厳しい状況にあります。

当社グループの属する衣料品小売業界におきましても、消費者の生活防
衛意識は引き続き高く、低価格志向や慎重な消費傾向が継続したことに加
え、記録的な猛暑、12月上旬の温暖な気候、東日本大震災の影響による売
上減少など、引き続き厳しい環境が継続しております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、「持続可能な収
益体質を確立し、次の再成長へ向けた足場を固める」という経営方針のも
と、構成する各会社および事業ごとの成長ステージに応じた施策および出
店を実施することで、企業価値の向上に努めてまいりました。

株式会社ユナイテッドアローズでは、3つの重点課題への取り組みを着
実に推進いたしました。

- ①「基本販売政策の再徹底」と「商品・販売部門の連携強化」によ
る、強固な店舗運営体制の構築とさらなるお客様満足極大化の推進

※「基本販売政策」とは、豊富な知識と確かな技術を持つ販売員による販売活動と、店舗環境やCRM活動といった店舗による販売活動を体系化したものです。

②「商品プラットフォームの完成および活用推進」と、その上に乗せる「最適なMDバランスを伴う基本商品政策の再徹底」による、さらなる収益性向上

※当社では、「MDプラットフォーム」と「生産プラットフォーム」を合わせて「商品プラットフォーム」と定義し、商品の調達・生産～投入～消化活動の土台となる考え方として推進しています。

※「基本商品政策」とは、品ぞろえや商品開発理念といったファッションビジネスの根幹を成す考え方を定義し体系化したものです。

③「あるべき業務の標準化」と「正しい運用の再徹底」による、さらなる生産性向上とお客様最適の組織・運営体制の構築

①では、基本販売政策に基づき、ロールプレイングなどの店頭OJT活動を継続し、地道な接客力・販売力の強化を行なったほか、店長研修の実施による店舗マネジメントを強化いたしました。また、販売部門からの商品に関する要望を品ぞろえや商品企画に反映させる体制を強化するなど、商品・販売部門が連携した取り組みを強化いたしました。

②では、商品プラットフォームの活用と定着を図るために、引き続き、全社ベースでの仕入、売上、粗利、在庫などの重要業績指標のモニタリングや分析を強化するとともに、業務のマニュアル化やスケジュールの可視化を推進いたしました。

③では、部署間の業務精度の向上を目的に、優先順位を付けた10数項目の部署間の課題に対して、業務プロセスやルールの見直しなど個別の検討を実施いたしました。また、店舗運営の生産性向上のために、店舗における業務の負荷要因の洗い出しを行ない、個別検討を行なったほか、一部店舗にレイバーコントロールシステム（生産性管理システム）をテスト導入いたしました。

出退店につきましては、当連結会計年度においてユナイテッドアローズ業態が6店舗の出店、4店舗の退店、グリーンレーベル リラクシング業態が6店舗の出店、クロムハーツ業態が1店舗の出店、スモールビジネスユニットおよびU.A.ラボがキャス・キッドソン事業（6店舗）の運営終了、時ならず（1店舗）の事業撤退を含み、8店舗の出店、8店舗の退店、ア

アウトレットが2店舗の出店、2店舗の退店を実施し、当連結会計年度末の小売店舗数は147店舗、アウトレットを含む総店舗数は162店舗となりました。

連結子会社の株式会社フィーゴでは、直営小売店舗や卸販売が苦戦したものの、ネット通販の売上が堅調に推移しました。出退店では、直営1店舗を出店、紳士靴事業コレテの終了により1店舗を退店し、当連結会計年度末の店舗数は11店舗となりました。

連結子会社の株式会社コーエン（決算月：1月）では、中期の成長けん引業態と位置付け、積極的な出店を実施しており、都市部の新規店舗が好調なことに加え、ネット通販が堅調に推移いたしました。出退店では、当連結会計年度において8店舗の出店を実施し、当連結会計年度末（平成23年1月末）の店舗数は34店舗となりました。

連結子会社の株式会社ペレニアルユナイテッドアローズ（決算月：1月、以下「ペレニアル」）につきましては、当連結会計年度において1店舗を出店し合計7店舗となったものの、平成22年4月23日、ペレニアルを解散することについて決議しており、平成22年9月末までに全店舗を閉店し、ペレニアルも平成22年12月をもって清算終了いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高につきましては、主に単体において、主力業態であるユナイテッドアローズ業態やグリーンレーベル リラックシング業態を中心に、小売既存店の売上高が回復し、90,571百万円（前期比8.5%増）となりました。売上総利益につきましては、48,001百万円（前期比12.0%増）となり、売上総利益率53.0%（前期比1.7%増）となりました。これは主に単体において、商品プラットフォームの活用推進に伴う商品の調達・生産～投入～消化活動の業務精度が向上し、レギュラー店およびアウトレット店の売上総利益率が改善したことによるものです。販売費及び一般管理費につきましては、広告出稿費やカタログ制作費の増加、自社オンラインサイトの1周年記念販促、新店販促の強化などの積極的な施策の実施により宣伝販促費が増加いたしました。コスト効率を高めたことにより、前期比7.1%増と売上高の伸びを下回り、40,617百万円となりました。

以上により、当連結会計年度の営業利益は7,384百万円（前期比49.4%増）、経常利益は7,240百万円（前期比43.7%増）となりました。また、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額として921百万円、店舗の移転、改

装、退店などに伴う減損損失408百万円など、合計1,417百万円を特別損失に計上いたしました。また、ペレニアルの清算終了に伴い、単体の貸倒損失が確定したことにより、前期に計上していた繰延税金資産を取り崩すこととなったため、実効法人税率が下がり、当期純利益3,596百万円（前期比156.2%増）となりました。

不当景品類及び不当表示防止法に基づく消費者庁の措置命令について

当社は、平成18年10月から平成22年8月の間に販売した21件（38商品）について、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第3号（不当な原産国表示）の規定に違反する事実が認められたとして、平成23年3月24日付けで消費者庁より措置命令を受けました。当社はこれまで誤表示撲滅をめざして、仕入れ先様への原産国証明書の提出や社内の検査体制強化などの施策を行ってまいりましたが、こうした施策を講じていても誤表示発生を防止することができなかつたため、平成22年4月以降、①物流倉庫での最終確認、②原産国証明書の提出を義務付けるなどの仕入管理規程の改訂、③仕入れ先様への説明会の実施の3つの施策を追加し、管理強化の徹底を行っております。その結果、平成22年10月以降、原産国および品質誤表示による販売事例は極小化しております。当社は今回の措置命令を真摯に受け止め、今後さまざまな再発防止策で品質管理に努め、再びこのような問題を起こさないよう全社を挙げて取り組む所存です。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、4,254百万円であり、その主なものは、新規出店および既存店舗の改装投資、ならびにソフトウェアへの投資によるものであります。

③資金調達状況

平成22年10月7日付で自己株式を10,700,000株、10,700百万円取得し、これにより10,700百万円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(企業集団の財産及び損益の状況)

区 分	第19期 平成20年3月期	第20期 平成21年3月期	第21期 平成22年3月期	第22期 (当連結会計年度) 平成23年3月期
売上高(百万円)	72,221	79,665	83,504	90,571
経常利益(百万円)	5,017	4,283	5,037	7,240
当期純利益(百万円)	3,800	1,274	1,403	3,596
1株当たり当期純利益(円)	90.59	30.19	33.26	97.02
総資産(百万円)	43,362	46,821	46,163	45,716
純資産(百万円)	22,711	23,004	23,327	15,103
1株当たり純資産額(円)	538.09	545.02	552.68	478.39

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(当社の財産及び損益の状況)

区 分	第19期 平成20年3月期	第20期 平成21年3月期	第21期 平成22年3月期	第22期 (当事業年度) 平成23年3月期
売上高(百万円)	69,560	76,582	78,657	85,090
経常利益(百万円)	4,839	4,866	5,943	7,061
当期純利益(百万円)	3,875	2,074	2,011	2,919
1株当たり当期純利益(円)	92.38	49.14	47.65	78.74
総資産(百万円)	42,733	45,901	46,410	45,197
純資産(百万円)	22,733	23,865	24,796	15,894
1株当たり純資産額(円)	539.54	565.43	587.48	503.46

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

連結子会社でありました株式会社ペレニアルユナイテッドアローズ
については、平成22年12月10日をもちまして清算終了しております。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社フィーゴ	40百万円	100.0%	イタリア製の鞆等の輸入、 卸売および販売
株式会社コーエン	100百万円	100.0%	衣料品および身の回り品の 小売

(4) 対処すべき課題

当社の中期的な事業戦略については、「チャネル戦略」と「ブランド・エクイティ増殖戦略」の推進により、既存事業の成長と新規事業の開発を目指してまいります。

①顧客との接点を拡大する「チャネル戦略」

当社はこれまでファッションビルと路面店を中心に出店を行なってきました。今後は、これらの出店に加えて、駅ナカ、高速道路のサービスエリアや空港などの多様化する交通チャネル、変革著しい百貨店への出店、そして成長拡大が続くネット通販を継続強化するとともに、テレビ通販も強化してまいります。

②ブランド・エクイティを活用する「ブランド・エクイティ増殖戦略」

平成2年7月の「ユナイテッドアローズ」第1号店渋谷店のオープンから今日に至るまで、店頭において顧客とのコミュニケーションを愚直に重ねることにより積み上げてきたブランド・エクイティを活用し、今後はファッション分野だけでなく衣食住にわたるライフスタイル型ライセンス事業と海外への出店の本格的な検討を開始するとともに、既存事業のフランチャイズ出店の展開も行なっております。

既存事業の成長戦略と新規事業開発戦略に加えて、これらの戦略を実行することが、当社グループの中期的な企業価値の向上につながるものであると考えております。

平成24年3月期の経営方針は、「商品・販売・宣伝部門の連携の徹底強化と、メリハリの利いたコストコントロールによって、さらに収益性を高め、連結経常利益の過去最高益の更新（平成18年3月期の連結経常利益7,639百万円）」を掲げております。

また、「商品・販売・宣伝部門の連携サイクルの強化」と「生産性の向上とメリハリの利いたコストコントロール」の2つを重点取組課題に設定し、全社一丸となり取り組んでまいります。

①商品・販売・宣伝部門の連携サイクルの強化

商品部門においては、顧客の買上向上につながる商品開発を強化し、商品精度の向上を図るとともに、販売・宣伝部門と連携し、戦略的な商品調達および安定供給を徹底することにより商品の消化率の向上を目指します。

販売部門においては、接客・サービス力の継続強化により既存顧客の期待に応え続けるとともに、陳列装飾の精度向上に注力することにより買上客数の向上を目指します。

宣伝部門においては、ソーシャルメディアとマスメディアを戦略的に使い分け、既存顧客のリピート化を促進することで入店客数の向上を目指します。

商品・販売・宣伝部門の連携サイクルは、当社の競争力を生み出す基本的な業務でもあります。これらの連携サイクルの徹底強化と精度向上を図ることで収益向上につなげてまいります。

②生産性の向上とメリハリの利いたコストコントロール

関連する部署間の連携強化と各業務の業務改善により生産性の向上に注力するほか、収益に応じたコストコントロールをきめ細かに行うことにより収益性を高めてまいります。また、商品の消化施策の計画精度を高めることにより消化を促進し、たな卸資産の効率改善を推進いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは、紳士服・婦人服などの衣料品ならびに関連商品の企画、仕入および販売を行っております。

なお、商品別の売上高および売上高構成比は次のとおりであります。

商 品 別	第22期（当連結会計年度） 平成23年3月期		（参考）第21期 平成22年3月期	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
メ ン ズ	27,814	30.7	25,860	31.0
ウ イ メ ン ズ	35,037	38.7	31,800	38.1
シルバー&レザー	6,295	6.9	5,245	6.3
雑 貨 等	4,405	4.9	4,484	5.3
そ の 他	17,019	18.8	16,113	19.3
合 計	90,571	100.0	83,504	100.0

- (注) 1. シルバー&レザーとは、「CHROME HEARTS」ブランドの銀製装飾品および皮革製ウエアであります。
2. 数量については、商品内容が多岐にわたり、その表示が困難なため記載を省略しております。
3. 「その他」には、アウトレット、催事販売および連結子会社である株式会社フィーゴ、株式会社ペレニアルユニテッドアローズ、株式会社コーエンの売上高が含まれております。

(6) 主要な事業所および店舗（平成23年3月31日現在）

- ① 本 社 東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号
- ② 本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号
- ③ 店 舗

（単位：店）

	期末店舗数		
	第21期 平成22年3月期	第22期 平成23年3月期	増減
当社グループ計	196	207	11
(株) U A	153	162	9
U A 業 態	48	51	3
G L R 業 態	36	42	6
C H 業 態	5	6	1
S . B . U . お よ び U A ラ ボ	49	48	△1
ア ウ ト レ ッ ト	15	15	－
(株) フィーゴ	11	11	－
(株) コーエン	26	34	8
(株) ペレニアル ユナイテッドアローズ	6	0	△6

- (注) 1. U A業態の第22期末店舗数には、ユナイテッドアローズ総合店（12店舗）、ユナイテッドアローズ（14店舗）、ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ（23店舗、うち年度末日に退店した1店舗が含まれております。）、U Aレーベル イメージストア（2店舗）が含まれております。
2. S . B . U . およびU Aラボの第22期末店舗数には、アナザーエディション事業（14店舗）、ジュエルチェンジズ事業（6店舗）、オデット エ オディール ユナイテッドアローズ事業（19店舗）、ドゥワロー事業（5店舗）、アーキペラゴ ユナイテッドアローズ事業（1店舗）、ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ事業（3店舗）が含まれております。

(7) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,792名 (401)名	9名増 (91)名増

- (注) 1. 当社グループは紳士服・婦人服等の衣料品ならびに関連商品の企画・販売を行っている単一セグメント・単一事業部門であるため、グループ全体での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業員数であり、特別従業員を120名含んでおります。特別従業員とは、育児や本人の身体上の理由により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,647名 (274)名	30名増 (73)名増	30.0歳	4.5年

- (注) 従業員数は就業員数であり、特別従業員を120名含んでおります。特別従業員とは、育児や本人の身体上の理由により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	12,536百万円
株式会社三井住友銀行	1,700
株式会社みずほ銀行	896
シンジケートローン	1,400

- (注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とする7社（三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社東京都民銀行、株式会社京葉銀行、株式会社徳島銀行、株式会社百十四銀行、株式会社北陸銀行、株式会社武蔵野銀行）の協調融資によるものです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 190,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 42,800,000株 |
| ③ 株主数 | 14,234名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
重松 理	3,859,700株	12.22%
株式会社エー・ディー・エス	2,168,100株	6.86%
栗野宏文	2,110,000株	6.68%
岩城哲哉	2,093,400株	6.63%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505104	1,694,549株	5.36%
三菱商事株式会社	1,627,700株	5.15%
ジュニパー	979,400株	3.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社（信託口）	843,100株	2.67%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信 託口）	810,400株	2.56%
株式会社ルコタージュ	800,000株	2.53%

- (注) 1. 持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の保有する自己株式11,229,180株は上記の表中には含めておりません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年3月31日現在）

旧商法に基づいて交付した新株予約権の状況は次のとおりです。

平成15年6月27日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 324個
- ・新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式129,600株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 330,400円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

平成15年6月27日開催の取締役会において、旧改正商法附則（平成13年11月28日 法128号）第6条の規定に基づき、新株発行に代えて、当社が所有する自己株式を新株予約権を行使した者に移転することを決議いたしました。

- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年6月28日から平成25年6月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、以下の区分に従い、各割当数の一部または全部を行使することができるものとします。（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとします。）

なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとします。

- a. 平成19年6月26日までは、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができるものとします。
- b. 平成21年6月26日までは、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができるものとします。
- c. 平成23年6月26日までは、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができるものとします。
- d. 平成25年6月26日までは、割当数のすべてについて、新株予約権を行使することができるものとします。

②新株予約権行使日の前日の東京証券取引所における当社の株式の終値が、1株当たりの払込金額の1.25倍以上であることを要するものとします。

- ③新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役または従業員いずれかの地位を保有している場合に限るものとします。ただし、定年退職および関連会社への出向・転籍等その他取締役会が正当な理由があると認められた場合は、この限りではないものとします。
- ④新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合で、「新株予約権割当契約書」締結時に相続人を指定している場合（ただし権利行使は、新株予約権者死亡後1年もしくは権利行使期間満了日のいずれか早く到来する期日までとします。）、その者の相続人は新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑤新株予約権の第三者への譲渡、質入その他の一切の処分は認めないものとします。
- ⑥その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	324個	129,600株	3名

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成23年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	重 松 理	社長執行役員 株式会社フィーゴ代表取締役会長
代表取締役	岩 城 哲 哉	副社長執行役員 株式会社コーエン代表取締役会長
取締役	加 藤 英 毅	常務執行役員 経営企画室 兼 計画管理 室 担当
取締役	小 泉 正 己	常務執行役員 管理本部 本部長
取締役	竹 田 光 広	常務執行役員 第一事業統括本部 統括本部 長 兼 B B本部 本部長
取締役	藤 澤 光 徳	常務執行役員 第二事業統括本部 統括本部 長
常勤監査役	酒 井 由 香 里	
監 査 役	山 川 善 之	響きパートナーズ株式会社代表取締役社長 株式会社デ・ウエスタン・セラビテクス研究 所取締役
監 査 役	橋 岡 宏 成	弁護士 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社 外取締役 昭和情報機器株式会社社外監査役

- (注) 1. 監査役酒井由香里氏、山川善之氏および橋岡宏成氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、酒井由香里氏、山川善之氏および橋岡宏成氏を株式会社東京証券取引所の定
めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 平成23年4月1日付けで取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。
- ・重松理氏は、「代表取締役社長」に就任いたしました。
 - ・岩城哲哉氏は、「代表取締役副社長」に就任いたしました。
 - ・竹田光広氏は、「取締役 副社長執行役員 第一事業統括本部 統括本部長 兼 B B本
部 本部長」に就任いたしました。
 - ・藤澤光徳氏は、「取締役 専務執行役員 第二事業統括本部 統括本部長 兼 チャンネル
開発本部担当」に就任いたしました。

- ② 事業年度中に退任した取締役および監査役
該当事項はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取（うち社外取締役）	6名 (-)	197百万円 (-)
監（うち社外監査役）	3 (3)	24 (24)
合 計	9	222

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社の代表取締役社長および株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の取締役であります。当社は響きパートナーズ株式会社および株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所との間に特別な関係はありません。

- b. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役橋岡宏成氏は、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの社外取締役および昭和情報機器株式会社の社外監査役であります。当社は株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインおよび昭和情報機器株式会社との間に特別な関係はありません。

- c. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（20回開催）		監査役会（16回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 酒井 由香里	20回	100.0%	16回	100.0%
監査役 山川 善之	18回	90.0%	16回	100.0%
監査役 橋岡 宏成	19回	95.0%	16回	100.0%

(注)

- ・取締役会および監査役会における発言状況

各社外監査役は取締役会に出席し、監査役酒井由香里氏および監査役山川善之氏は主にコーポレートガバナンスの見地から、監査役橋岡宏成氏は弁護士としての専門の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、出席した監査役会においても、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて各人の専門の見地から

も発言を行っております。

・当社の不正な業務執行に関する対応の概要

当社は、平成18年10月から平成22年8月の間に販売した21件（38商品）について、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第3号（不当な原産国表示）の規定に違反する事実が認められたとして、平成23年3月24日付けで消費者庁より措置命令を受けました。

社外監査役である酒井由香里、山川善之、橋岡宏成の三氏は、本件発覚前より、内部統制の整備、内部監査の強化に資する意見表明などを、取締役会および監査役会における活動を通じて行っております。また、本件発覚後は、昨年新たに導入した再発防止策の継続的実行はもとより、さらなる意識改革に取り組む必要性があり、また、グループ会社全社にて検討すべきである旨、意見表明を行っております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外に、社内プロジェクトに関するアドバイザー契約を締結し、助言・指導業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を説明いたします。

また、会計監査人が公認会計士法に違反・抵触した場合および監督官庁からの監査業務停止処分を受けた場合、もしくは当社監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、当社監査役会は取締役会に対して、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役、従業員の法令遵守に向けての体制を磐石なものとするため、当社を取り巻くリスクやコンプライアンス上の重要な問題を審議する機関として、社長を議長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置するとともに、「総務法務部」にて情報を集約し、対策を検討する体制としている。

万が一、コンプライアンス上疑義のある行為が発生・発覚した場合には、取締役および従業員が外部機関に匿名で通報できる「社内通報制度」を設け、どんなに小さな不正や不祥事をも見逃さない企業風土を醸成することとする。また、会社は通報内容を秘匿扱いとし、通報者に対して不利な扱いを行わないこととする。

職務執行にあたっては、「業務分掌規程」や「職務権限規程」により、各部署、各職責ごとの職務範囲や決裁権限を明確にし、適正な牽制、報告が機能する体制とする。

また、社長直轄の「内部監査室」が定期的に各店舗・各部署の内部監査を実施し、法令、定款への適合状況ならびに社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、情報種別に応じた保存期間を定め管理することとする。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

システム内に保存されている文書についても、情報システムに関する社内ルール、ガイドラインに基づいて閲覧権限を設定し、経営上の重要情報の保存、管理を徹底することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く各種リスク要因については、「危機管理規程」に基づいてリスク管理体制を構築することとする。また、当社の業務上重要なリスクに関しては「リスク・コンプライアンス委員会」にて規程やマニュアル、

ガイドライン等の設定を検討するとともに、危機発生時には「総務法務部」にて情報を集中管理の上、「リスク・コンプライアンス委員会」が対応を行うこととする。

また、当社を取り巻く環境変化に伴い、各部において常にリスク要因の見直しを行うとともに、規程や各種マニュアルの整備を継続して実施し、リスクの未然防止と発生時の適切な対応の両面からの体制整備を行うこととする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会としての職務執行上の意思決定は、法令および「取締役会規則」、「職務権限規程」等に則り行われることとする。

定時取締役会は原則月1回開催することとし、決議事項の審議と業務の執行状況や業績について報告を受けることとする。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、取締役間にて随時打ち合わせを行うこととする。また、毎週開催される「経営会議」にて重要事項の討議や決議を行う体制を確立し、十分な議論の場の確保と経営スピード向上の両立を図っている。

執行役員制度を導入することにより、経営と業務執行の分離を図っている。取締役が経営上の重要な意思決定と監督機能に特化することで、職務執行を効率的に遂行する。

業務運営については、社内外の定性的・定量的情報を総合的に勘案した中期的な展望に基づいて「経営方針」ならびに「中期経営計画」および「単年度経営計画」を策定するとともに、各部の進捗状況を取締役が都度確認し、具体的な施策を講じることができる体制を構築することとする。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社については、各関係会社の自主的な運営を重んじつつ「関係会社管理規程」に基づいてグループ会社管理の基本方針や体制を定め、この規程に沿って、業務上の重要事項についての必要な決裁や報告制度等の管理体制を整備していくこととする。関係会社の管理面での体制整備（規程や職務権限等）については、各関係部門が連携して必要に応じて指導、支援を行うこととすると同時に、当社の「内部監査室」が関係会社に対しても内部監査を実施することにより、法令、定款への適合状況や社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。

また、内部通報制度を関係会社へも展開することにより、コンプライアンス体制の充実を図ることとする。

さらに、財務報告に係る内部統制に関しては、関係会社も含めた必要な体制構築を継続的に行うことで、財務報告の信頼性、ひいては社会的信頼性を確保、向上し続けるものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は設置していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務の補助をする使用人を置くことができることとする。その使用人の任命、異動、評価、懲戒等については、監査役会と協議の上決定することとする。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、「経営会議」その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役および従業員に説明を求めたり、必要な書類の閲覧を行ったりすることができる。

監査役の選任については、社外監査役を基本とし、対外透明性を確保することとする。

また、監査役会は、会計監査人、弁護士その他の外部アドバイザーを適宜活用できることとする。

- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然たる態度を貫き、一切の関係を遮断することを基本方針とする。

また、当社は「総務法務部」を対応部署とし、顧問弁護士や警察および社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関ならびに各地区の防犯顧問と連携して反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行うものとする。

(6) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に当社にとっては、高いストアロイヤルティの維持が経営上極めて重要であり、当社の中期的な企業価値の向上とともに、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取り組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は創業以来、高いストアロイヤルティを保ち続けながら事業の成長拡大を続けてまいりました。この背景といたしまして、当社では、①幅広いマーケットへの取り組みを狙った「多事業軸化戦略」、②高付加価値ビジネスを維持する「店舗数制限戦略」、③さらなる顧客価値の創造を目指す「顧客価値最大化戦略」からなる3つの基本事業戦略に沿って事業を推進していることが挙げられます。

① 幅広いマーケットへの取り組みを狙った「多事業軸化戦略」

当社では、主力業態でありますユナイテッドアローズ業態を軸に、新たな複数の事業を横軸に展開することによりマーケットの幅を広げております。新規事業については、「UAラボ」という実験事業でテストマーケティングを行い、事業軸化の可能性を探ります。ここで事業軸化の可能性が大きいと判断されたものは、

その後の商品・出店政策等を検討した後に、「スモール ビジネス ユニット」へ昇格いたします。一過性が強く、事業軸化が難しいと判断されたものはラボを廃止いたします。

「スモール ビジネス ユニット」では積極的な出店を行うとともに、取り扱いアイテム・カテゴリーの拡大を図り、当社の成長を担う主力事業を目指します。そして永続的にお客様のご支持をいただくことができる、当社の成長を担う収益力を確保できる、と判断された事業は主力事業へと位置付けを変更いたします。また、新規事業設立の際、潜在的なマーケットポテンシャルが非常に高く、短期的な拡大の可能性が高いと判断される事業については、「UAラボ」を経由せず、スタート直後から「スモール ビジネス ユニット」として積極的な展開を行っております。当社ではこれらの段階を踏んだテストマーケティングにより、的中率が高く、失敗の少ない多事業軸化を図っております。

② 高付加価値ビジネスを維持する「店舗数制限戦略」

当社では、事業に応じた適正店舗数を設定することで、店舗の希少性を保つとともに高いストアロイヤルティを維持することにより、高付加価値型ビジネスを継続しております。当社では、この店舗数制限戦略を多事業軸化戦略と組み合わせることにより、高付加価値ビジネスの維持とマーケット幅の拡大を両立しております。

③ さらに顧客価値の創造を目指す「顧客価値最大化戦略」

新規顧客開拓を積極推進するとともに、全社共通ハウスカードの導入により、既存顧客の属性・購入履歴を活用し、お客様一人ひとりのニーズとウォンツに合わせたワン・トゥ・ワン・マーケティングを実践いたします。これにより、当社のお客様となられた方々の生涯価値の最大化を図ります。当社では、最適な事業展開、出店及び商品拡充を行うことでお客様満足の向上を図るとともに、顧客価値最大化戦略の推進により、天候・市況などマクロ環境の変化に左右されずに、継続的に高い売上を期待できるカスタマーロイヤルティの向上を目指してまいります。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、中期的な事業戦略として、昨年から掲げております「チャネル戦略」と「ブランド・エクイティ増殖戦略」によって、既存事業の成長と新規事業の開発を目指してまいります。

① 顧客との接点を拡大する「チャネル戦略」

当社はこれまでファッションビルと路面店を中心に出店を行ってまいりました。今後は、これらの出店に加えて、駅ナカ、高速道路のサービスエリアや空港等の多様化する交通チャネル、変革著しい百貨店への出店、そして成長拡大が続くネ

ット通販を継続強化するとともに、テレビ通販も強化してまいります。

② ブランド・エクイティを活用する「ブランド・エクイティ増殖戦略」

平成2年7月の「ユナイテッドアローズ」第1号店渋谷店のオープンから今日に至るまで、店頭において顧客とのコミュニケーションを愚直に重ねることにより積み上げてきたブランド・エクイティを活用し、今後はファッション分野だけでなく、衣食住にわたるライフスタイル型ライセンス事業の展開と海外への出店の本格的な検討を開始するとともに、既存事業のフランチャイズ出店の検討も行ってまいります。

既存事業の成長戦略と新規事業開発戦略に加えて、これらの戦略を実行することが、当社グループの中期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に繋がるものであると考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株式に対する大量買付行為が行われた場合において、株主の皆様に必要な時間や情報提供が行われることを確保するとともに、企業価値及び株主共同の利益を毀損する買付行為を防止するため、平成21年4月28日の当社取締役会において当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を定め、平成21年6月23日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。本対応策について、当社は、平成22年8月30日開催の取締役会において、当社が同日付で公表した当社による自己株式の公開買付けの実施により、当社の株主構成が大幅に変更することが見込まれること等に鑑み、その有効期間を平成22年8月30日から直近に開催する株主総会の終結の時までに短縮することを決議しております。

本対応策の内容は、株主グループの議決権割合が25%以上となることを目的とする当社の株券等の買付行為もしくはその結果として議決権割合が25%以上となる当社の株券等の買付行為またはこれらに類似する行為を「大量買付行為」とし、また大量買付行為を行おうとする者を「買付者」として、買付者に対して大量買付行為に関する情報提供を要求するものです。

大量買付行為が、本対応策に定める手続を遵守しないものである場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合等、一定の要件に該当する場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告するものとし、当

社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置として、買付者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件等が付された新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を行います。

4. 前記3の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本対応策は、買付者が基本方針に沿う者であるか否かを株主の皆様及び当社取締役会が判断するにあたり、十分な情報提供と判断を行うに相当な期間を確保するために定めるものであり、特定の株主または投資家を優遇しあるいは拒絶するものではありません。

また、本対応策には、その有効期間を平成21年6月23日開催の当社定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとするサンセット条項が付されています（上記のとおり、本対応策の有効期間は平成22年8月30日から直近に開催する株主総会の終結の時までに短縮されております。）。加えて、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されることとなります。このため、本対応策の導入及び廃止は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

対抗措置として新株予約権を発行するのは、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合等、合理的な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の是非の判断にあたっては、独立委員会の中立公正な判断を最大限尊重することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

したがって、当社取締役会は、前記3の取組みは基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないとともに、会社役員ご地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	26,850	流 動 負 債	26,365
現金及び預金	3,874	買掛金	6,681
受取手形	1	短期借入金	12,500
売掛金	15	1年内返済予定の長期借入金	2,094
商 品	14,895	未払金	2,819
貯 蔵 品	169	未払費用	53
前 渡 金	10	未払法人税等	500
前払費用	280	前受金	24
繰延税金資産	1,069	預り金	193
未収入金	4,797	前受収益	1
関係会社短期貸付金	1,700	賞与引当金	1,188
その他	61	役員賞与引当金	60
貸倒引当金	△25	資産除去債務	76
固 定 資 産	18,347	その他	171
有 形 固 定 資 産	7,567	固 定 負 債	2,937
建 物	6,024	長期借入金	1,238
構 築 物	13	資産除去債務	1,604
器 具 備 品	933	役員退職慰労引当金	87
土 地	569	その他	7
建設仮勘定	25	負 債 合 計	29,302
無 形 固 定 資 産	1,808	(純資産の部)	
地上権	1,183	株 主 資 本	15,893
商 標 権	11	資 本 金	3,030
ソフトウェア	592	資 本 剰 余 金	4,095
電話加入権	19	資 本 準 備 金	4,095
投 資 其 他 の 資 産	8,971	利 益 剰 余 金	20,306
投資有価証券	147	利 益 準 備 金	31
関係会社株式	2,200	その他利益剰余金	20,275
長期前払費用	456	繰越利益剰余金	20,275
繰延税金資産	429	自 己 株 式	△11,537
差入保証金	5,743	評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
貸倒引当金	△4	その他有価証券評価差額金	△11
		繰延ヘッジ損益	12
資 産 合 計	45,197	純 資 産 合 計	15,894
		負 債 純 資 産 合 計	45,197

損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		85,090
売 上 原 価		40,364
売 上 総 利 益		44,726
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		37,599
営 業 利 益		7,126
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9	
受 取 配 当 金	4	
為 替 差 益	24	
仕 入 割 引	36	
関 係 会 社 業 務 受 託 料	62	
そ の 他	100	238
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	146	
支 払 手 数 料	118	
そ の 他	39	304
経 常 利 益		7,061
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
移 転 保 証 金	19	23
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	62	
減 損 損 失	388	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	870	
そ の 他	27	1,348
税 引 前 当 期 純 利 益		5,735
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,682	
法 人 税 等 調 整 額	1,132	2,815
当 期 純 利 益		2,919

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
平成22年3月31日 残高	3,030	4,095	31	18,557	△909	24,804
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△1,181		△1,181
当期純利益				2,919		2,919
自己株式の取得					△10,700	△10,700
自己株式の処分				△19	71	51
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	1,717	△10,628	△8,910
平成23年3月31日 残高	3,030	4,095	31	20,275	△11,537	15,893

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ヅ 損 益	
平成22年3月31日 残高	△1	△6	24,796
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,181
当期純利益			2,919
自己株式の取得			△10,700
自己株式の処分			51
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△9	18	8
事業年度中の変動額合計	△9	18	△8,901
平成23年3月31日 残高	△11	12	15,894

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 …………… 総平均法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… ・リース資産以外の有形固定資産

建物（建物附属設備は除く）

・平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。

・平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。

建物以外

・平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。

・平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。

② 無形固定資産 …………… ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっております。

③ 長期前払費用 …………… 定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
従業員への賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員への賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員への退職慰労金の支出に充てるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

なお、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役それぞれの退任の際に支給されることが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金計上を行っておりません。

- (4) ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。
- (5) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。
- (6) 会計方針の変更
 - ① 会計処理の原則又は手続の変更

当事業年度から平成20年3月31日公表の「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益は155百万円、税引前当期純利益は1,026百万円それぞれ減少しております。

また、当該会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、1,543百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,024百万円
(2) 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	1,750百万円
関係会社に対する短期金銭債務	25百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
仕入高	461百万円
営業費用	3百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	72百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	11,229,180株
------	-------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金否認	35百万円
一括償却資産損金算入限度超過額	40百万円
未払事業税否認	52百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	483百万円
減損損失	410百万円
商品評価損	229百万円
サンプル商品評価損	81百万円
資産除去債務	269百万円
その他	208百万円
繰延税金資産小計	1,812百万円
評価性引当額	△35百万円
繰延税金資産合計	1,776百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△8百万円
資産除去債務	△269百万円
繰延税金負債合計	△278百万円
繰延税金資産の純額	1,498百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、商品盗難防止ゲート等についてはリース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等 の名称	資本金 又は出 資金額 (百万円)	事業の 内容及 職業	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円) (注)1	科目	期末残高 (百万円)
					役員 兼任等	事業上 の関係				
関係 会社	㈱コーエ ン	100	衣料品 及び身 の回り 品の小 売	所有直 接 100.0	役員 兼任3 名	—	販売代 行手数 料 (注)2	39	未収 入金	19
							資金の 貸付 (注)3 利息の 受取 (注)3	1,700 8	短期 貸付 金	1,700

(注)1. 取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 販売代行手数料については、市場実勢を勘案して当社が希望料率を提示し、交渉の上決定しております。

3. ㈱コーエンに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

503円46銭

1株当たり当期純利益

78円74銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	28,342	流 動 負 債	27,484
現金及び預金	5,640	買掛金	7,193
受取手形及び売掛金	257	短期借入金	12,800
商 品	15,698	1年内返済予定の長期借入金	2,094
貯 蔵 品	169	未払金	2,952
未 収 入 金	5,108	未払法人税等	600
繰延税金資産	1,161	賞与引当金	1,233
そ の 他	348	役員賞与引当金	60
貸倒引当金	△40	資産除去債務	76
固 定 資 産	17,373	そ の 他	474
有 形 固 定 資 産	8,189	固 定 負 債	3,128
建物及び構築物	6,592	長期借入金	1,238
土 地	569	資産除去債務	1,791
建設仮勘定	32	役員退職慰労引当金	91
そ の 他	994	そ の 他	7
無 形 固 定 資 産	1,885	負 債 合 計	30,613
そ の 他	1,885	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	7,299	株 主 資 本	15,102
投資有価証券	147	資 本 金	3,030
差入保証金	6,224	資 本 剰 余 金	4,095
繰延税金資産	441	利 益 剰 余 金	19,514
そ の 他	490	自 己 株 式	△11,537
貸倒引当金	△4	その他の包括利益累計額	0
資 産 合 計	45,716	その他有価証券評価差額金	△11
		繰延ヘッジ損益	12
		純 資 産 合 計	15,103
		負 債 純 資 産 合 計	45,716

連 結 損 益 計 算 書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		90,571
売 上 原 価		42,569
売 上 総 利 益		48,001
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		40,617
営 業 利 益		7,384
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	4	
為 替 差 益	19	
貸 貸 収 入	15	
仕 入 割 引	36	
そ の 他	86	164
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	148	
貸 貸 費 用	11	
支 払 手 数 料	118	
そ の 他	29	307
経 常 利 益		7,240
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 益	77	
移 転 補 償 金	19	104
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	60	
減 損 損 失	408	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	921	
そ の 他	26	1,417
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,928
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,875	
法 人 税 等 調 整 額	455	2,331
当 期 純 利 益		3,596

連結株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年3月31日 残高	3,030	4,095	17,119	△909	23,335
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,181		△1,181
当期純利益			3,596		3,596
自己株式の取得				△10,700	△10,700
自己株式の処分			△19	71	51
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,394	△10,628	△8,233
平成23年3月31日 残高	3,030	4,095	19,514	△11,537	15,102

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
平成22年3月31日 残高	△1	△6	23,327
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,181
当期純利益			3,596
自己株式の取得			△10,700
自己株式の処分			51
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△9	18	8
連結会計年度中の変動額合計	△9	18	△8,224
平成23年3月31日 残高	△11	12	15,103

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 (株)フィーゴ

(株)コーエン

なお、(株)ペレニアルユナイテッドアローズについては、平成22年12月10日をもって清算終了しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)コーエンの決算日は、1月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

法

時価のあるもの

決算時末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(b) デリバティブ取引により生ずる

債権（及び債務）の評価基準及

び評価方法

時価法

(c) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 …………… 総平均法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 …………… ・リース資産以外の有形固定資産
建物（建物附属設備は除く）
・平成19年3月31日以前に取得したものの
旧定額法によっております。
・平成19年4月1日以降に取得したものの
定額法によっております。
- 建物以外
・平成19年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっております。
・平成19年4月1日以降に取得したものの
定率法によっております。
- 無形固定資産 …………… ソフトウェアについては、社内における利用可能期間
（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産につ
いては定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(c) 役員賞与引当金

役員賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(d) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に充てるため、当社内規に基づく連結会計年度末要支給見積額を計上しております。

なお、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役それぞれの退任の際に支給されることが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金計上を行っておりません。

④ ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(6) 会計方針の変更

① 会計処理の原則又は手続きの変更

当連結会計年度から平成20年3月31日公表の「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益は179百万円、税金等調整前当期純利益は1,100百万円それぞれ減少しております。

また、当該会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、1,694百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,457百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	42,800,000	—	—	42,800,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	591,970	10,700,010	62,800	11,229,180

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加10,700,010株は、平成22年8月30日の取締役会決議による取得による増加10,700,000株及び単元未満株式の買取りによる増加10株によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少62,800株は、新株予約権の行使による減少62,800株によるものであります。

(3) 新株予約権等に関する事項

会社名	内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成15年新株予約権	普通株式	514,400	—	62,800	451,600	—
合 計			514,400	—	62,800	451,600	—

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要
減少は権利行使によるものであります。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成22年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	759	18	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月5日 取 締 役 会	普通株式	422	10	平成22年9月30日	平成22年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成23年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	599	19	平成23年3月31日	平成23年6月24日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、紳士服・婦人服等の衣料品並びに関連商品の企画・仕入及び販売等を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部または全額が回収できないリスクがあります。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

(b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債務に対する先物為替予約を行っております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規程に基づき、これに従い財務経理部が取引を行い、財務経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、財務経理部所管の役員及び経営会議に報告しております。

(c) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	5,640	5,640	—
(2) 受取手形及び売掛金	257	257	—
(3) 未収入金	5,108	5,108	—
(4) 差入保証金	6,224	5,494	729
(5) 投資有価証券 その他有価証券	143	143	—
資産計	17,373	16,643	729
(6) 買掛金	7,193	7,193	—
(7) 短期借入金	12,800	12,800	—
(8) 未払金	2,952	2,952	—
(9) 未払法人税等	600	600	—
(10) 長期借入金	3,332	3,332	—
負債計	26,878	26,878	—
(11) デリバティブ取引 (※)			
①ヘッジ会計が適用されているもの	20	2	17
デリバティブ取引計	20	2	17

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債等の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	162	143	△18
合 計		162	143	△18

(6) 買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの： 該当するものはありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの： ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定 ・受取変動	長期借入金	1,400	600	△17	取引先金融機関から提示された価格等によっている。
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,025	—	20	先物為替相場によっている。
合 計			2,425	600	2	

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	4

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、(5)投資有価証券には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	5,640
受取手形及び売掛金	257
未収入金	5,108

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
長期借入金	2,094	1,238

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	478円39銭
1株当たり当期純利益	97円02銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月18日

株式会社 ユナイテッドアローズ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 正 行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 塚 亨 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユナイテッドアローズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載のとおり、会社は当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月18日

株式会社 ユナイテッドアローズ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 正 行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 塚 亨 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユナイテッドアローズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユナイテッドアローズ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、会社は当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

なお、事業報告に記載の当社が消費者庁より措置命令を受けた件については、取締役に対し、法令遵守体制の強化と充実に向けより一層努力することを要請しており、再発防止策の推進状況について今後も注視してまいります。

- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月25日

株式会社ユニテッドアローズ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 酒 井 由 香 里 ㊟

監 査 役(社外監査役) 山 川 善 之 ㊟

監 査 役(社外監査役) 橋 岡 宏 成 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第22期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、前期の普通配当（15円）に比べ、1株につき4円の増配となります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき19円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は599,845,580円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役山川善之氏および橋岡宏成氏の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますが、在任期間中の実績を鑑み、引き続き選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	やま かわ よし ゆき 山 川 善 之 (昭和37年8月21日生)	昭和61年4月 日本生命保険相互会社入社 平成16年9月 株式会社そーせい代表取締役副社長 平成18年12月 響きパートナーズ株式会社代表取締役社長(現任) 平成19年6月 当社社外監査役(現任) 平成22年3月 株式会社デ・ウエスタン・セラビテクス研究所取締役(現任) (重要な兼職の状況) 響きパートナーズ株式会社代表取締役社長 株式会社デ・ウエスタン・セラビテクス研究所取締役	—
2	はし おか ひろ なり 橋 岡 宏 成 (昭和42年1月23日生)	平成3年10月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成10年4月 弁護士登録 平成16年9月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社外取締役(現任) 平成19年6月 当社社外監査役(現任) 平成21年3月 昭和情報機器株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社外取締役 昭和情報機器株式会社社外監査役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 各候補者を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- ①山川善之氏は、他社の代表取締役等の豊富な経験を活かし、従来もさることながら、今後も経営全般に対する大所高所からのアドバイスを期待できるため。
- ②橋岡宏成氏は、弁護士としての活動を通じ、企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しておられることから、業務執行等の適法性に関するアドバイスが期待できるため。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 各候補者の監査役在任中、当社は、景品表示法違反の事実により、公正取引委員会および消費者庁から行政処分を受けました。各候補者は、当社には、再発防止策の継続的実行はもとよりさらなる意識改革に取り組む必要があることを指摘し、また、グループ会社全社において同様の取り組みの実施を検討すべきである旨の意見表明を行っております。
5. 各候補者の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 各候補者は、現在当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、選任後、同契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
7. 当社は、各候補者を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各候補者が再任された場合は、当社は引き続き各候補者を独立役員とする予定であります。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、平成23年5月11日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。

つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に当社にとっては、高いストアロイヤルティの維持が経営上極めて重要であり、当社の中期的な企業価値の向上とともに、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な

対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行なうことができるものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が原則として買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様には当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外監査役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等には、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要

等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会⁸（本プラン導入時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等には、当該期限までに、かかる情報を当社（取締役会及び独立委員会）に対して追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び買付者等を被支配法人等¹⁰とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）¹¹
- ② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針

- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書並びに当社取締役会及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書並びに当社取締役会及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報等を受領してから原則として最長90日が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、上記①に従い当社取締役会から買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）等を受領した上、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付け等に係る買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、上記の 절차를踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記(e)に従って勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し、①上記(e)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は、②ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等の諸般の事情を考慮の上、善管注意義務等に照らして、株主意思を確認することが適切であると判断する場合には、株主総会¹²（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含み

ます。) 、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。） 、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買収し、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
 - (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、取引先等との関係その他当社の企業価値の源泉を損なうことなどにより、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
- 本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (b) 割当対象株主
- 割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
- 本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者¹³、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹⁴、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹⁵（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由¹⁶が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの導入に係る手続

本プランの導入は、本プランの導入に関する議案について本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び修正又は変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成23年5月11日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- 8 独立委員会規則の概要は、以下のとおりです。
 - ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
 - ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
 - ・独立委員会は、①本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施、②本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、③その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について決定等を行うものとする。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の4分の3以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。
- 9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

- 10 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- 11 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- 12 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主総会」と記載しております。
- 13 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 14 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 15 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- 16 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回し、又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計

算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が、(i) 当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii) 20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

以上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

酒井由香里（さかいゆかり）

【略歴】

昭和43年6月23日生

平成3年4月 野村証券株式会社入社

平成11年9月 キャピタルドットコム株式会社（現イー・リサーチ株式会社）設立に参画

平成13年5月 株式会社コーポレートチューン設立に参画

平成17年1月 同社取締役

平成17年6月 当社監査役（現任）

酒井由香里氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

山川善之（やまかわよしゆき）

【略歴】

昭和37年8月21日生

昭和61年4月 日本生命保険相互会社入社

平成16年9月 株式会社ソーせい入社 代表取締役副社長

平成18年12月 響きパートナーズ株式会社設立 代表取締役（現任）

平成19年6月 当社監査役（現任）

平成22年3月 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 取締役（現任）

山川善之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

橋岡宏成（はしおかひろなり）

【略歴】

昭和42年1月23日生

平成3年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行

平成10年4月 弁護士登録

平成16年9月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン 社外取締役（現任）

平成19年6月 当社監査役（現任）

平成21年3月 昭和情報機器株式会社 社外監査役（現任）

橋岡宏成氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

田淵智久（たぶちともひさ）

【略歴】

昭和32年12月9日生

昭和59年4月 弁護士登録

昭和59年4月 須崎・中村法律事務所入所

平成元年4月 田淵法律事務所開設

平成3年4月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所

平成19年4月 末吉綜合法律事務所（現潮見坂綜合法律事務所）開設

田淵智久氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

以上
以上

第22回定時株主総会会場案内図

会場 セルリアンタワー東急ホテル
地下2階 ボールルーム
東京都渋谷区桜丘町26番1号
電話 (03) 3476-3000



●電車：東急東横線・田園都市線・京王井の頭線・JR山手線・埼京線
地下鉄銀座線・半蔵門線・副都心線の渋谷駅より徒歩5分

※ 駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

〈懇親会開催のご案内〉

株主の皆様にご参集いただける折角の機会でございますので、同総会終了後、懇親会を開催する予定でございますが、不測の事態により、急遽中止する場合がございますことを、予めご承知おさくいただきますようお願い申し上げます。